

都留市議会白書

令和5年版



『都留文科大学』に咲く満開のソメイヨシノ

都留市議会

目 次

1. 議会のしくみ	1
市議会の構成	2
議員	
議長・副議長	
議会事務局	
市議会の仕事	3
議決権	
選挙権	
請願・陳情の受理	
検査・監査・調査	
意見書の提出	
本会議	4
委員会	4
議会、委員会の主な活動	5
本会議の活動	6
議会・委員会 活動報告	18
行政視察の受入れ状況	19
2. 議会情報を知る	20
定例会や委員会の傍聴	20
議会だより	20
市議会映像配信	20
市議会ホームページ	21
会議録検索システム	21

3. 議会に参加する	22
選挙で参加する	22
請願や陳情をする	22
議会報告会	24
4. 議会改革の取り組み	25
都留市議会基本条例	26
都留市議会議員政治倫理条例	27
都留市議会議員定数	28
議会 ICT 化の取り組み	29
5. 議会データ	30
都留市議会議員名簿	30
議員報酬と期末手当	31
政務活動費	31
会派	32
《用語解説》	33

1. 議会のしくみ

議会と市政の関係、市議会のしくみ、市議会の構成、本会議・委員会、会議の流れなどについてご案内します。

日本国憲法では、地域のことはその地域の地方公共団体(市町村など)が行っていくという「地方自治」が認められています。

この地方公共団体である私たちの「都留市」では、市民の皆さんが安心して快適に暮らしていけるように、日常生活に深くかかわる様々な仕事を行っています。

私たちが住む「都留市」を、明るく住みよいまちにするためには、市民自らの意思と責任で問題を解決していくことが最も望ましいことです。しかし、市民全員が参加して、市政について意見を述べ合うことは、限りなく不可能なのです。

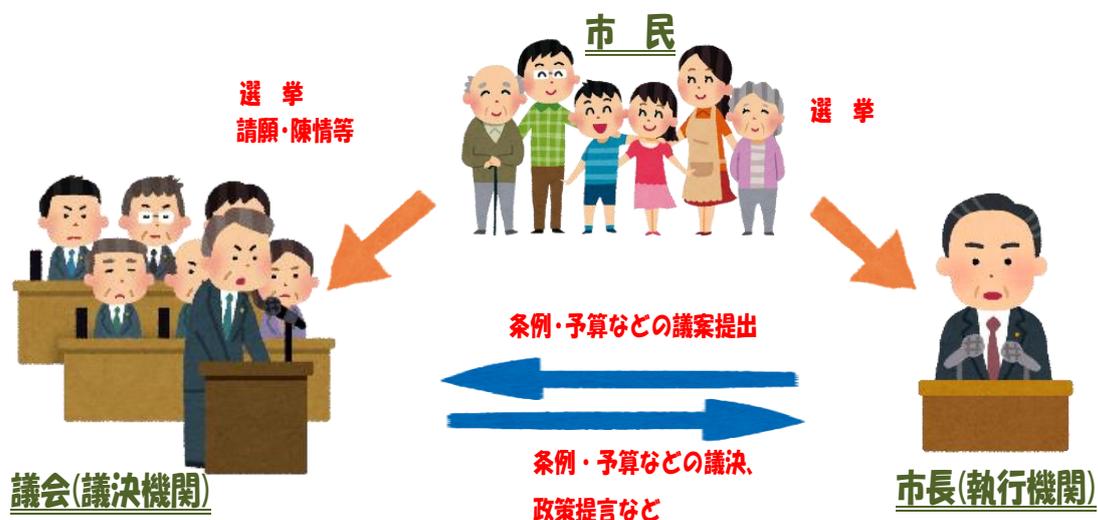
そこで、市民が直接、代表者を選挙で選び、その代表者に市政の運営を委ねています。

選挙で選ばれた代表者には、市政を実際に執行する市長と、市の方針や施策を決定する議員で構成する市議会の2つがあり、互いに対等な関係にあります。

市長は、市政の方針や重要な事項を議案として市議会に提案し、市議会は、提案された議案について審議し決定します。その決定にしたがって、市長や教育委員会等は実際に市政を執行します。

また、市議会は執行機関が適正に仕事を行っているか監視しています。

市議会と市長は、それぞれの役割に基づき、互いにけん制し、協力し合い、均衡を保って市政を支える車の両輪として、市民のためにより良い「都留市」の実現を目指します。



市議会の構成

地方自治の制度は、首長（市長）と地方議会（市議会議員）という2種類の代表を住民（市民）が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

市議会は、市民から選挙によって選ばれた議員で構成され、市民の皆さんの代表として、市の条例や予算などの重要な事項を審議し、決定する機関です。

【議員】

議員は4年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。

議員の定数は、条例で定められており、現在、都留市議会議員の定数は16人です。



（令和5年5月臨時会）

【議長・副議長】

議長・副議長は、議員の中から議員による選挙によって選ばれます。

議長は議会を代表するとともに、議場の秩序を保持し、会議の運営を整理し、議会の事務を監督、処理します。

副議長は議長と協力して議会を運営するとともに、議長が会議に出席できないときや、議長が欠けたときに代わって議長の仕事をします。

【議会事務局】

議会の事務を円滑に進めるために、条例で議会事務局が置かれています。

議会の運営やその記録、会議の活動に必要な資料などの作成や、市政に関する情報発信などを行います。

市議会の仕事

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権等の多くの権限が与えられています。

これらの権限に基づいて、次の仕事をしています。(地方自治法第96条)

【議決権】

条例の制定・改廃や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約の締結、財産の取得・処分等の決定をします。

また、市長が副市長、監査委員等を選任する際に同意を与えます。(地方自治法第96条、地方自治法第163条、地方自治法第196条第1項など)

【選挙権】

議長・副議長、選挙管理委員等を選挙します。(地方自治法第97条、地方自治法第103条、地方自治法第118条、地方自治法第182条)

【請願・陳情の受理】

市民から提出される請願・陳情を受理し、請願については、議会として採択・不採択の意思を決定します。(地方自治法第124条)

【検査・監査・調査】

市政が市民の期待どおりに適正に行われているかを調べるために、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めたり調査をします。(地方自治法第98条、地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)

【意見書の提出】

市の公益に関する事項について、国や県などの関係機関に意見書を送付します。(地方自治法第99条)



本会議

本会議は、議場に全議員が集まって開かれる会議です。議会の意思（可決、否決など）は、すべてこの会議で決定されます。

委員会

委員会は、議案等を専門的、効率的に審査するため、常任委員会と特別委員会が設置されています。

また、議会の運営が円滑に行われるように、議事の順序や進め方等を協議する議会運営委員会が設置されています。

■常任委員会■

審議を充実させ、議事運営の能率を高めるため、議案や陳情等の審査や所管事務に関する調査を行います。

名 称	定数	所 管
総務産業建設 常任委員会	8 人	総務部(総務課・企画課・財務課)、産業建設部(産業課・建設課・上下水道課)、会計課、消防本部、議会事務局及び農業委員会の所管に関する事項並びにその他の常任委員会の所管に属さない事項
社会厚生 常任委員会	8 人	市民部(市民課・税務課・地域環境課)、福祉保健部(福祉課・長寿介護課・健康子育て課)、都留市立病院・介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項

■特別委員会■

特定の付議事件の審査のため必要な場合に、議会の議決により設置されます。

名 称	定数	付議された事件
議会改革 特別委員会	16 人	議会の改革に関する事項
リニア・観光振興 特別委員会	8 人	リニアを活用した地域活性化及び周辺環境に関する事項 都留市の産業観光振興策に関する事項

教育・DX等政策推進特別委員会	8人	小中学校の統廃合等を含めた適正規模・適正配置に関する事項 自治体DXに関する事項 その他政策推進に関する事項
予算特別委員会	13人	市の当初予算について審査する
決算特別委員会	13人	歳入歳出予算執行の実績である決算の案件を審査する

■議会運営委員会■

円滑な議会の運営を図るため、「議事運営に関する事項」「議長の諮問に関する事項」について協議します。定数は7人です。

議会、委員会の主な活動

令和5年の主な活動

委員会名等	活動内容
リニア・観光振興特別委員会	・産業課より「都留観光戦略改定(案)」について説明を受け、今後の観光戦略における意見交換を実施。
教育・DX等政策推進特別委員会	・タブレット端末導入による運用基準等の整備 ・会議資料のペーパーレス化の推進 ・SNS等による議会の見える化への取り組み ・「都留市の教育を考える会」への参加・協働
議会改革特別委員会	・「主権者教育」をテーマとした議会報告会を市内3中学校にて開催、「市議会への手紙」の実施。
会派代表者会議	・議会運営委員会委員の選任方法について
3月定例会	・議員提出議案第1号 都留市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
6月定例会	・議員提出議案第2号 都留市議会基本条例中改正の件
12月定例会	・議員提出議案第3号 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

本会議の活動

■令和5年3月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
3月2日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
3月13日(月)	午前10時	議 場	代表質問
3月14日(火)	午前10時	議 場	一般質問
3月15日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
3月15日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
3月16日(木)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月17日(金)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月20日(月)	午前10時	大会議室	予算特別委員会
3月23日(木)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 ビジョン21 国田正己 議員
 - (1) 都留市公共施設等総合管理計画について
 - (2) 都留市子ども未来創造基金について
 - (3) 学校給食費について
 - (4) 都留市消防団員の条例定数の削減について
 - (5) 中山間地域総合整備事業について
 - (6) 厚原牛石地区農振農用地をはじめとする企業誘致施策のその後の進捗状況は
 - (7) 県道大幡初狩線の拡幅と峠にトンネルの建設について
 - (8) 中央自動車道側道の拡幅整備の促進の状況は
- 2 つる清流会 日向美徳 議員
 - (1) 安心して安全な子育て環境の整備について
 - (2) 支え合い助け合う地域社会の構築について
 - (3) 旭小学校閉校に伴う校舎・跡地の利活用について
 - (4) ウィズコロナにおける市民生活について
 - (5) ウィズコロナにおける経済対策をどのように実施していくかについて

- 3 新政つる 志村武彦 議員
 (1) 公共交通の現状と今後について
 (2) 地域コミュニティセンターについて
 (3) 学校給食について
 (4) 学校トイレについて



○一般質問通告内容

- 1 8番 山本美正 議員
 (1) 学校給食費の無償化について
 【関連質問】:小林健太 議員
- 2 4番 小林健太 議員
 (1) 子育て支援施策について
 (2) 学校の統廃合について
 (3) 観光戦略について
- 3 16番 小俣武 議員
 (1) 市立病院について
 (2) 地域医療と保健師の役割と位置付けについて
 (3) 職員の職場環境について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	承 第 1 号 専決処分の承認を求める件(令和4年度都留市水道事業会計補正予算(第4号))	承認
	議 第 1 号 都留市子ども未来創造基金条例制定の件	可決
	議 第 2 号 都留市国民健康保険条例中改正の件	可決
	議 第 3 号 都留市地域コミュニティセンター条例中改正の件	可決
	議 第 4 号 都留市税条例等中改正の件	可決
	議 第 5 号 都留市企業立地支援条例中改正の件	可決
	議 第 6 号 都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件	可決
	議 第 7 号 都留市社会福祉基金条例廃止の件	可決
	議 第 8 号 公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件	可決
	議 第 9 号 都留市都市計画マスタープラン改定の件	可決

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	議第10号 訴えの提起の件	可決
	議第11号 市道の路線の変更の件	可決
	議第12号 令和5年度都留市一般会計予算	可決
	議第13号 令和5年度都留市国民健康保険事業特別会計予算	可決
	議第14号 令和5年度都留市介護保険事業特別会計予算	可決
	議第15号 令和5年度都留市介護保険サービス事業特別会計予算	可決
	議第16号 令和5年度都留市後期高齢者医療特別会計予算	可決
	議第17号 令和5年度都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第18号 令和5年度都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第19号 令和5年度都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第20号 令和5年度都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決
	議第21号 令和5年度都留市盛里財産区特別会計予算	可決
	議第22号 令和5年度都留市水道事業会計予算	可決
	議第23号 令和5年度都留市簡易水道事業会計予算	可決
	議第24号 令和5年度都留市下水道事業会計予算	可決
	議第25号 令和5年度都留市病院事業会計予算	可決
	議第26号 令和4年度都留市一般会計補正予算(第9号)	可決
	議第27号 令和4年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決
	議第28号 都留市介護保険条例中改正の件	可決
	議第29号 監査委員の選任について同意を求める件	同意
	議第30号 濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会委員の選任について同意を求める件	同意
	議第31号 板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会委員の選任について同意を求める件	同意
	議第32号 水頭外3恩賜林保護財産区管理会委員の選任について同意を求める件	同意
議第33号 盛里財産区管理会委員の選任について同意を求める件	同意	
議第34号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第1号)	可決	
諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意	
議員 提出	議員提出 都留市議会の個人情報保護に関する条例制定の件 議案第1号	可決

■令和5年5月臨時会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
5月 18日(木)	午前10時	議 場	臨時会開会・議案審議・閉会

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	承第2号 専決処分の承認を求める件（都留市国民健康保険税条例中改正の件）	承認
	承第3号 専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	承認
	議第35号 令和5年度都留市一般会計予算(第2号)	可決
	議第36号 令和5年度都留市水道事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第37号 監査委員の選任について同意を求める件	同意

○正副議長の選挙

第73代 議 長 日向 美徳
第69代 副議長 小林 健太



■令和5年6月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
6月8日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
6月19日(月)	午前10時	議 場	代表質問
6月20日(火)	午前10時	議 場	一般質問
6月21日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
6月21日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
6月23日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 創政会 藤江喜美子 議員
(1) 自治会の存続と市の対応について
(2) 中山間地域総合整備事業(西部地区)について
- 2 新風 小澤 眞 議員
(1) 都留市の教育について
(2) 富士山火山について
- 3 ビジョン21 国田正己 議員
(1) 都留市都市計画マスタープランについて
(2) 下水道事業の今後の目指す方向性について
(3) 厚原牛石地区農振農用地をはじめとする企業誘致施策のその後の進捗状況は

○一般質問通告内容

- 1 9番 山本美正 議員
(1) 地域公共交通の将来像について
- 2 1番 宮林 俊 議員
(1) 学生のまち つるに関して
(2) 子育て施策に関して



3 16番 小 俣 武 議員
 (1) 空き家対策について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	議第38号 契約締結の件(都の杜うぐいすホール大ホール特定天井及び照明設備改修工事)	可決
	議第39号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第3号)	可決
	議第40号 都留市税条例中改正の件	可決
	議第41号 都留市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び都留市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件	可決
	議第42号 都留市営住宅条例中改正の件	可決
	議第43号 都留市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件	可決
	議第44号 市道の路線の廃止の件	可決
	議第45号 市道の路線の変更の件	可決
	議第46号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第4号)	可決
	議第47号 令和5年度都留市盛里財産区特別会計補正予算(第1号)	可決
	議第48号 令和5年度都留市水道事業会計補正予算(第2号)	可決
	議第49号 令和5年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第50号 令和5年度都留市病院事業会計補正予算(第1号)	可決
	議第51号 教育委員会委員の任命について同意を求める件	同意
	議第52号 農業委員会委員の任命について同意を求める件	同意
	議第53号 桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会委員の選任について同意を求める件	同意
諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意	

■令和5年9月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
9月7日(木)	午前10時	議 場	定例会開会
9月19日(火)	午前10時	議 場	代表質問
9月20日(水)	午前10時	議 場	一般質問
9月21日(木)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
9月21日(木)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
9月22日(金)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月25日(月)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月26日(火)	午前10時	大会議室	決算特別委員会
9月29日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 新風 宮林 俊 議員
 - (1) 都留市の教育について
 - (2) 交通弱者対策からの発展的政策について
- 2 創政会 志村 武彦 議員
 - (1) 子どもの虐待への対応について
 - (2) 生活困窮者の実態と支援策について
 - (3) 重層的支援体制整備事業について
 - (4) 市役所本庁舎内再編について
- 3 ビジョン21 奥秋 保 議員
 - (1) 消防行政及び防災減災全般について
 - (2) 都留市地域公共交通計画について
 - (3) (仮称)新道坂トンネルについて



○一般質問通告内容

- 1 9番 山本美正 議員
(1) 防犯カメラについて
- 2 13番 谷垣喜一 議員
(1) 視覚障がい者のための「音声コード」利用について
(2) 奨学金返還支援制度について
(3) 温暖化防止に対する本市の取り組みについて
- 3 16番 小俣武 議員
(1) 体育施設と事業について
(2) 消防団について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	承第4号 専決処分の承認を求める件（訴えの提起の件）	承認
	議第54号 都留市印鑑条例中改正の件	可決
	議第55号 都留市火災予防条例中改正の件	可決
	議第56号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会共同 設置規約中変更の件	可決
	議第57号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第5号)	可決
	議第58号 令和5年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
	議第59号 変更契約締結の件(都の杜うぐいすホール大ホール特定天井及び明設備改修工事)	可決
	認第1号 令和4年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件	認定
	認第2号 令和4年度都留市水道事業会計決算認定の件	認定
	認第3号 令和4年度都留市簡易水道事業会計決算認定の件	認定
	認第4号 令和4年度都留市下水道事業会計決算認定の件	認定
	認第5号 令和4年度都留市病院事業会計決算認定の件	認定
	議第60号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第6号)	可決
	議第61号 令和5年度都留市水道事業会計補正予算(第3号)	可決
	議第62号 令和5年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決
	議第63号 令和5年度都留市下水道事業会計補正予算(第1号)	可決

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意
議員 提出	議員提出 都留市議会基本条例中改正の件 議案第2号	可決
	請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書	採択
	請願第2号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める請願書	採択
	請願第3号 「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書	採択
	議員提出 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校意見書第1号 での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書	可決
	議員提出 改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書意見書第2号	可決
議員提出 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の2023年10月から意見書第3号 の実施について再考を求める意見書	可決	



市役所庁舎から望む都留アルプスの紅葉

■令和5年12月定例会

○会期日程

月 日	開会時間	場 所	内 容
12月6日(水)	午前10時	議 場	定例会開会
12月18日(月)	午前10時	議 場	代表質問
12月19日(火)	午前10時	議 場	一般質問
12月20日(水)	午前10時	大会議室	総務産業建設常任委員会
12月20日(水)	午後1時30分	大会議室	社会厚生常任委員会
12月22日(金)	午前10時	議 場	定例会閉会

○代表質問通告内容

- 1 創政会 山口一裕 議員
(1) 土砂災害の防災・減災について
(2) 森林環境譲与税について
(3) 都留市の獣害対策について
- 2 新風 小俣哲夫 議員
(1) 「生涯活躍のまち・つる」事業の複合型居住プロジェクトについて
(2) 公共施設と行政サービスについて
- 3 ビジョン21 奥秋保 議員
(1) 第9期介護保険事業計画について
(2) 本市の行政におけるDX推進について
(3) 中央自動車道側道の県道への昇格について

○一般質問通告内容

- 1 9番 山本美正 議員
(1) 人口減少とこれからのコミュニティについて
- 2 6番 小林健太 議員
(1) 教育に関して
- 3 5番 志村武彦 議員
(1) 防災について
(2) 地域力向上の取組みについて



- 4 1番 宮林 俊 議員
 (1) スポーツ少年団に関して
 (2) 公園整備に関して
 (3) 田原交流センター周辺新規施設に関して
- 5 13番 谷垣 喜一 議員
 (1) 带状疱疹ワクチン接種費用の助成について
 (2) 在宅介護における認知症及び高齢者の紙おむつ助成について
 (3) 単身高齢者の終活支援の取り組みについて
- 6 16番 小俣 武 議員
 (1) ウイルス感染症対策について
 (2) 地域おこし協力隊について

○提出された議案等と議決結果

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	承 第5号 専決処分承認を求める件（変更契約締結の件）	承認
	議第64号 教育プラザ都留条例制定の件	可決
	議第65号 都留市国民健康保険税条例中改正の件	可決
	議第66号 都留市税条例中改正の件	可決
	議第67号 都留市空家等対策の推進に関する条例中改正の件	可決
	議第68号 都留市下水道条例中改正の件	可決
	議第69号 都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件	可決
	議第70号 ミュージアム都留条例中改正の件	可決
	議第71号 都留市まちづくり交流センター条例中改正の件	可決
	議第72号 指定管理者の指定の件（下谷交流センター）	可決
	議第73号 市道の路線の変更の件	可決
	議第74号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第7号)	可決
	議第75号 令和5年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決
	議第76号 令和5年度都留市盛里財産区特別会計補正予算(第2号)	可決
	議第77号 令和5年度都留市下水道事業会計補正予算(第2号)	可決

区分	議案等名	議決結果
市長 提出	議第78号 都留市職員給与条例及び都留市一般職の任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	可決
	議第79号 都留市長等の給与条例中改正の件	可決
	議第80号 損害賠償の額の決定及び和解の件	可決
	議第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	同意
	議第82号 令和5年度都留市一般会計補正予算(第8号)	可決
	議第83号 令和5年度都留市水道事業会計補正予算(第4号)	可決
	議第84号 令和5年度都留市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	可決
	議員 提出	議員提出 都留市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件 議案第3号



冬の太郎次郎滝

議会・委員会 活動報告

■令和5年2月6日

山梨県市議会議長会議員合同研修会(後期)

【講演内容】「困難な時代に向けた自治体の在り方」



■令和5年8月4日

山梨県市議会議長会議員合同研修会(前期)

【講演内容】「議会が遠い存在になっていませんか？」

～議会を身近に感じていただくには～

■令和5年8月23日

都留市議会と都留文科大学との意見交換会

都留文科大学との連携を深めるため法人理事長、大学学長等の出席を得て、意見交換会を開催しました。意見交換会では「本学の現状等について」と題し、大学ビジョン2023～2026 及び大学連携施設などの説明を受け、その後、活発な意見が取り交わされました。



■令和5年7月26日～28日

都留市議会議員行政視察研修(山口県)

【視察内容】・複合施設整備事業について(下関市)

・ゴミ減量化・リサイクル事業について(宇部市)

・小中一貫校教育について(萩市)



- 令和5年11月14日～15日
都留市議会 2常任委員会合同視察研修(長野県)
【視察内容】・有害鳥獣対策事業について(大町市)
・小中一貫校教育について(信濃町)



- 令和5年12月18日
ハラスメント研修

行政視察の受入れ状況

都留市議会では、他自治体議会の行政視察の受け入れを行っています。
令和5年度は、4市町議会の受け入れを行い、都留市が取り組んでいる様々な施策について、担当課より説明しました。

- 令和5年9月28日
福島県田村市議会 会派「政友会」(議員5名)
【視察内容】・生涯活躍のまち・つる事業について

- 令和5年10月3日
広島県府中市議会 会派「市民クラブ」(議員3名)
【視察内容】・都留市立病院の経営状況について
・産婦人科での分娩再開について



- 令和5年10月24日
広島県呉市議会 会派「公明党呉市議会議員団」(議員4名)
【視察内容】・環境教育イベント「エコ探検隊つる」について

- 令和5年11月1日
北海道新得町議会 総務厚生常任委員会(議員6名・随員1名・執行部1名)
【視察内容】・家中川小水力発電の取り組みについて

2. 議会情報を知る

定例会や委員会の傍聴

市議会には、定例会(3月、6月、9月、12月の年4回)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

都留市議会では、定例会や委員会を公開していますので、どなたでも傍聴することができます。市議会の活動を身近に感じることができる最適な方法ですので、お気軽にお越しください。

なお、各定例会や臨時会の日程は、議会だよりや市ホームページ(「定例会・臨時会情報」)でお知らせしています。



傍聴席から見た本会議場の様子



本会議場の傍聴席

議会だより

市議会の活動状況を市民の皆様にお知らせするため、「都留市議会だより」を定例会ごとに発行(5月、8月、11月、2月の年4回)し、自治会を通じて各世帯に配布しています。

なお、市役所1階ロビーや各コミュニティセンター、いきいきプラザ、まちづくり交流センターなどにも設置しているほか、市ホームページへも掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、スマートフォンアプリ「マチイロ」(通信料:個人負担)への掲載も始めました。

市議会映像配信

本議会及び決算特別委員会の様子は、都留CATVで録画放送をしています。放送時間などはCATVの放送予定表や市ホームページをご確認ください。

また、市役所3階 議会事務局で、録画DVDの貸し出しも行っています。

市議会ホームページ

ホームページでは議会だよりに加え、市議会の構成、定例会・臨時会情報、議会の傍聴、市議会の役割など、さまざまな情報を掲載しています。



都留市役所ホームページのトップページからも進むこともできます。

トップページを下段へスクロールして「都留市議会」をクリックしてください。

会議録検索システム

「都留市議会」のホームページより、平成10年6月定例会以降の本会議の会議録が検索・閲覧できます。



バックナンバーを含む「議会だより」を
ご覧になる場合はこちら！



議会の会議録の検索・閲覧は
こちらから！

3. 議会に参加する

選挙で参加する

市議会議員の資格は、被選挙権を持っていることです。

被選挙権とは、選挙に出て国会議員、市議会議員や市長など地方公共団体の議員や長に就くことのできる権利のことです。

被選挙権は「日本国民で満 25 歳以上の者」、「連続して 3 カ月以上、市内に住所のある者」という 2 つの条件を満たす人に与えられます。

こうしてみると、市議会議員の資格を得るのは難しいことはありません。それだけ市議への道は広く一般に開かれているといえます。



選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や都留市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な選挙に参加しましょう！

請願や陳情をする

市政に関することで、皆さんが市議会に直接要望や意見がある時に活用していただきたい制度が、請願や陳情(要望)です。

請願や陳情(要望)はいつでも受け付けていますが、請願は、定例会前の議会運営委員会の前日(閉庁日を除く)までに受理したものが、その定例市議会の議題となります。それ以降のものについては、次の定例市議会では取り扱われますので、ご注意ください。(請願提出締切日は、各定例会の前に発行する議会だよりに記載しています。)

■ 請願

請願は、市政に対する要望や意見を市議会に提出するものです。提出には市議会議員の紹介が必要です。原則として、請願は所管の委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められます。

■ 陳情

陳情は、紹介議員の必要はありません。本市議会では、議長が預かり、内容によっては委員会で審査します。



【請願書(陳情書)の書き方の例】

- ・請願書は紹介議員がいれば、どなたでも提出できます。
- ・陳情書は市民であれば、どなたでも提出できます。



(表紙)

(本文)

<p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇に関する請願書(陳情書)</p> <p>紹介議員 〇〇〇〇議員[㊟] " 〇〇〇〇議員[㊟]</p>	<p style="text-align: center;">〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>(請願(陳情)の主旨)</p> <p style="text-align: center;">右地方自治法第二百二十四条の規定により提出します。</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">請願者(陳情者)</p> <p style="text-align: center;">住所 〇〇〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">氏名 〇〇〇〇[㊟]</p> <p>都留市議会議長 〇〇〇〇様</p>
--	---

請願者(陳情者)と紹介議員の署名または記名押印をお願いします。
なお、紹介議員は「請願書」の提出のみ必要です。



様式は、ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

議会報告会

議会報告会は都留市議会基本条例に基づき開催するもので、『開かれた議会』を目指した取り組みです。

令和5年4月の統一地方選挙において、市制始まって以来の無投票(地区選出を除く)であったこと、また近年の投票率の低下を踏まえる中で『主権者教育の推進』を図っていくことが喫緊の課題であると考え、令和5年度は都留市の未来を担う中学生を対象に議会報告会を開催しました。

また、11月1日発行の「議会だより第209号」にて実施しました『市議会への手紙』では、35件もの貴重なご回答をいただきました。

○市内各中学校の参加人数

中学校名	開催日	参加人数
都留第二中学校	10月16日	83名(3年生)
都留第一中学校	10月30日	174名(全校生徒)
東桂中学校	11月2日	53名(3年生)



■議会を学ぼう！の発行について

児童生徒の皆さんにも議会について学んでいただけるよう、仕組みや役割について分かりやすく説明する冊子を作成しました。

学校の社会科見学はもちろん、ご家庭でもご利用いただけますので、ぜひ一度ご覧ください。



冊子「議会を学ぼう！」は、ホームページに掲載しています。



4. 議会改革の取り組み

「議会って何をしているのか、よくわからない…」

おそらく、多くの皆さんがこのような認識を持たれていると思います。

いま全国の地方議会では、住民の皆さんに「議会のしくみ」や「議会の働き」を知っていただき、身近な政治の舞台へ関心を持っていただくだけでなく、住民の皆さんとともにまちづくりに参加できるような議会をめざした取り組みが行われています。

このような取り組みのことを「議会改革」と言います。

よく市役所では「行財政改革」という言葉が使われますが、「行財政改革」の第一の目的は「行政の効率化(スリム化)」、端的に言うと「歳出削減」への取り組みを指します。

自治体は地方自治法に基づいて運営していますが、その中に「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、行財政改革は、市民サービスの向上を図りながら、経費の削減を目指すというものです。

では、「議会改革」は何をめざしているのでしょうか？

「議会改革」の第一の目的は、市民の声を行政に生かせるように、議会の構造や考えを変えていく取り組みです。

これは、議会が、市長が提案する市民サービスを、市民の声をもとに議論を重ねて責任を持って判断するとともに、必要なサービスは議会みずからが提案して、市町村長に執行してもらう。その実現に向かってさまざまな議会活動を行い、仕組みを変えていく取り組みということになります。

こうした中、都留市議会においても、議会及び議員の在り方等について基本的事項を定めた「都留市議会基本条例」に基づき、議会改革に取り組むとともに、「都留市議会政治倫理条例」に示すとおり、高い政治倫理観を持ち、本市の発展と市民福祉の増進に全力を傾注し、民主的で公平、公正な議会運営に努め、民意を反映することにより、市民の皆さんの負託に応えるよう努力しています。

なるほど！

じゃあ、「都留市議会基本条例」や
「都留市議会政治倫理条例」って
どんなもの？



都留市議会基本条例

※ホームページでもご覧いただけます！

地方分権一括法によって国と地方公共団体の役割分担が明らかにされ、地方の自立性が求められるとともに、議会の権限も強化され責任が重くなりました。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互に抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければなりません。

また、議会は、その責任を果たすために、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行なうことが求められています。

都留市議会は、これまでも不断の努力を重ねてきましたが、さらに市民参加と民主的な議会運営に努め、市民の負託に応えるため、「都留市議会基本条例」を平成 25 年 6 月に制定しました。

■ 条例の主な内容

1. 議会報告会(第 5 条)

市民に対し、議案審議の経過、結果等に係る報告会を年 1 回以上、地区自治会連合会単位で開催します。

2. 請願者・陳情者の意見陳述(第 5 条)

請願及び陳情を政策提言と位置付け、委員会審査にあたっては、これら市民の説明機会を設けることができます。

3. 議論の拡充(第 10 条)

議会の一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制となります。また、市長等は、議員の質問の趣旨について説明を求めることができます。

4. 政治倫理(第 22 条)

議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければなりません。

5. 最高規範(第 23 条)、見直し手続(第 24 条)

本条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、本条例をはじめとする他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。

また、本条例については、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

都留市議会議員政治倫理条例

※ホームページでもご覧いただけます！

都留市議会では、平成 25 年 6 月に議会運営の基本となる「都留市議会基本条例」を制定し、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定めました。

都留市議会基本条例第 22 条では、議員は、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めるなど、政治倫理についても規定しましたが、さらに、議員が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理の基準を定めるべきであることから、「都留市議会議員政治倫理条例」を、平成 26 年 12 月に制定しました。

■ 条例の主な内容

1. 政治倫理基準(第 3 条)

- (1) 品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと
- (2) 議員の権限又は地位を利用して人権侵害のおそれのある行為や、金品の授受をしないこと
- (3) 国、県、市などからの補助、助成などを直接受ける法人等の代表に就任しないこと
- (4) 市の請負契約等に関して特定の企業等に対し不正な取り計らいをしないこと
- (5) 市が行う許認可等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと
- (6) 市が取得する土地、物件等に関して、取得及び斡旋行為を行わないこと
- (7) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける寄附等を受けないこと
- (8) 市職員の公正な職務執行妨害、職員の権限・影響力の不正な行使をしないこと
- (9) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと
- (10) 市税等の納付を誠実にを行うこと
- (11) 市職員の勤務中に、物品の売買、集金及び営業を行わないこと

2. 請負等に関する遵守事項(第 5 条、第 6 条)

- (1) 議員(配偶者、2 親等以内の親族を含む)が代表取締役等を務める法人等は、市を相手方とする工事、業務受託、物品売買等の契約を辞退すること(年間売上げの 50%未満の契約を除く)。
- (2) 議員は、市の指定管理者である法人等の取締役等を務めてはならない。

3. 審査請求について(第7条)

市民は、議員が政治倫理基準や遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、議長に審査を請求することができることを規定しました。

4. 審査結果等について(第9条)

政治倫理審査会による審査の結果、遵守義務違反であると決定した場合には、当該議員に対して次の措置を講ずることとしました。

1. 議場における議長の注意
2. 議場における謝罪文の朗読
3. 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
4. 議員辞職勧告

また、この結果について公表することとしました。

なお、本条例につきましても、常に市民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

都留市議会

更新日: 2019年03月08日

都留市議会

更新日: 2023年08月16日

- 市議会の構成
- 市議会の役割
- 定例会・臨時会情報
- 議会の傍聴
- 定例会・臨時会の放送
- 議題・議程
- 都留市議会報告会
- 議会ICT化の取り組み
- 議長之監査
- 行政視察のご案内
- 都留市議会基本条例
- 都留市議会議員政治倫理条例

議会基本条例はこちらから！

政治倫理条例はこちらから！

都留市議会議員定数

条例制定	施行	定数
昭和29年4月	昭和30年4月	30人
昭和45年9月	昭和46年4月	22人
平成17年3月	平成19年4月	18人
平成25年12月	平成27年4月	16人

議会ICT化の取り組み

都留市議会では、令和2年5月、議会改革特別委員会内にICT化小委員会を設置し、議会ICT化について調査・研究を開始しました。令和3年度にタブレット端末の導入を決定し、令和4年10月より稼働しております。

また、令和4年12月定例会からは、本会議及び委員会において紙資料との併用によるタブレット端末の使用を始め、令和5年6月には教育・DX等政策推進特別委員会を設置し、会議資料のペーパーレス化や議会・委員会のSNS等による配信について協議を重ねています。今後は、委員会へのオンライン参加の検討を進めます。

■教育・DX等政策推進特別委員会の設立

令和5年6月8日

全員協議会にて委員8名を指名し、特別委員会を設置し、議会改革特別委員会と協議しながらタブレット端末の持ち出し、会議資料のペーパーレス化に着手しました。

■協議の経過

令和5年6月23日 第1回教育・DX等政策推進特別委員会

令和5年7月3日 第2回教育・DX等政策推進特別委員会

令和5年9月7日 第3回教育・DX等政策推進特別委員会

令和5年10月4日 第4回教育・DX等政策推進特別委員会

令和5年10月18日 第5回教育・DX等政策推進特別委員会



5. 議会データ

都留市議会議員名簿

【任期: 令和5年4月30日から令和9年4月29日まで】

No.	氏名	住所	電話番号
1	宮林 俊 	下谷四丁目 4 番 10 号	固定電話無し
2	奥脇 隆夫 	桂町 896 番地	0554-43-2591
3	山口 一裕 	上谷三丁目 3 番 20 号	0554-45-7470
4	小俣 哲夫 	田野倉 648 番地	0554-43-8017
5	志村 武彦 	大幡 4265 番地 2	0554-45-1050
6	小林 健太 	四日市場 89 番地 6	0554-43-6572
7	日向 美德 	朝日曾雌 1607 番地 1	0554-48-2233
8	奥 秋 保 	小野 432 番地 11	0554-43-0473
9	山本 美正 	十日市場 796 番地	0554-43-7068
10	小澤 眞 	上谷二丁目 4 番 15 号	0554-43-2058

No.	氏名	住所	電話番号
11	藤江 喜美子 	夏狩 1976 番地	0554-43-2453
12	鈴木 孝昌 	田原三丁目 3 番 22 号	0554-43-3399
13	谷垣 喜一 	四日市場 359 番地 55	0554-43-7316
14	国田 正己 	中津森 521 番地	0554-43-3524
15	小俣 義之 	法能 970 番地 2	0554-43-6534
16	小俣 武 	下谷三丁目 6 番 23 号	0554-43-5312

議員報酬と期末手当

	議長	副議長	議員
報酬月額	380,000 円	355,000 円	345,000 円
期末手当支給月数	3.5 月／年間		

政務活動費

政務活動費とは、地方自治法の規定に基づき、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものです。

都留市議会基本条例第 15 条では、「議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める」とされていますが、現在、交付していません。

会派

都留市議会基本条例において会派とは、「第4条 議員は、会派を結成することができる。2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する」とされており、議会内に結成された、同じ思想や政策を持つ議員のグループのことをいいます。

また、会派間の協議、調整の場として会派代表者会議があり、会派に関することや議会の人事(議会運営委員の委員の選任)に関することなどについて協議します。

会派構成 (令和5年5月11日現在)

会派名	氏名
創政会	代表 藤江喜美子
	日向美徳
	志村武彦
	山口一裕
新風	代表 小澤真
	小林健太
	小俣哲夫
	宮林俊
ビジョン21	代表 国田正己
	小俣武
	奥秋保
公明党	谷垣喜一



都留市議会には、
今、この4つの会派があるよ。

用語解説

用語	読み方	解説
委員会	いいんかい	本会議での審議の予備的審査や調査機関として設置される機関のことをいいます。本市議会では、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会があります。
一般質問 代表質問	いっばんしつもん だいひょうしつもん	市政全般について、議員(代表質問の場合は会派)が市長(執行機関)に対し、事務の執行状況や方針等について報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。
条例	じょうれい	地方公共団体が自治立法権に基づいて制定する自主法のことをいいます。条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、市長の公布により効力が生じます。なお、条例案の議会への提案権は、市長・議員の双方にあります。
採択 不採択	さいたく ふさいたく	請願に対し、議会が内容を審議し、決定した賛否の意思決定のことをいいます。請願の内容が妥当であり、法令上、行財政上も実現性があるような場合に、議会として採択するという意思決定を行います。
会派	かいはい	議会内に結成された、同じ思想や政策を持つ議員のグループのことをいいます。
議決	ぎけつ	議案などに対する賛成、反対の意思表示による議会の意思決定のことをいい、次のような種類があります。 可決(否決): 予算、条例、決議、意見書等 認定(不認定): 決算 同意(不同意): 人事案件等 承認(不承認): 専決処分の報告等 採択(不採択): 請願
裁決 (裁決権)	さいけつ さいけつけん	議長は、採決に加わることはできませんが、可否同数の場合に議長が可否を決定することをいいます。
除斥	じょせき	議会における審議を公正なものとするため、議案などと一定の利害関係がある議員はその審議に参加できないことをいいます。
審議	しんぎ	本会議において、議案などの案件について説明を聞き、疑問をただし、討論、採決する一連の過程のことをいいます。

用語	読み方	解説
採決	さいけつ	議長が本会議で表決(議員が議案などに対して賛成または反対の意思表示をすること)をとる行為のことで、委員会の場合は委員長が表決をとる行為をいいます。なお、採決の結果、議会の意思が決定することを議決といいます。
請願	せいがん	国や市などに対して、意見や要望を述べることをいい、議会に請願する場合は、1名以上の本市議会議員の紹介が必要です。議会に提出された請願書は、常任委員会などで審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定し、その結果を請願者に通知します。
陳情	ちんじょう	国や市などに対して、意見や要望を述べることをいい、議会に陳情する場合は、請願と異なり議員の紹介は不要です。
定足数	ていそくすう	有効に議題を審議し、意思決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法により、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。
定例会	ていれいかい	議会には、定例会と臨時会があります。定例会は、議案など案件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により、毎年、条例で定める回数を招集することになっており、本市議会では年4回、3月、6月、9月、12月に開会しています。
討論	とうろん	議題となっている案件に対し、採決の前に賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自己の意見に賛同させることにあります。
付託	ふたく	本会議で議題となっている議案などについて、所管の常任委員会などに審査を委託することをいいます。
本会議	ほんかいぎ	定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことをいい、議案の審議や、議会としての最終の意思決定(議決)などを行います。
臨時会	りんじかい	議会には、定例会と臨時会があります。臨時会は、必要がある場合にのみ招集され、議案など議会で審議される事項として告示したものに限って審議することができる議会です。



新緑に映える田原の滝と富士急行線

都留市議会

〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

電話 0554-43-1111 (代)
FAX 0554-45-2181
e-mail gikai@city.tsuru.lg.jp
ホームページ <https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

～都留市議会白書 令和5年版～
発行：令和6年3月/都留市議会